

第三一回

参第一三号

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務する保健婦、助産婦又は看護婦等が産前産後において休業する場合において、その休業中における代替要員の確保に関し必要な事項を定め、もつて保健婦、助産婦及び看護婦等の母体の保護を図りつつ、当該保健所又は病院若しくは診療所におけるこれらの者の担当する業務の正常な運営を保持することを目的とする。

（代替要員の確保）

第二条 保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務し、かつ、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条若しくは第六条に規定する業務をその職務としている保健婦、助産婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの者の業務の補助をその職務としている女子が産前産後において各六週間以内の期間休業する場合においては、任命権者は、その休業の期間を任用の期間とし、その者に代つて職務を行わせるに適する者を、臨時的に任用しなければならない。

2 前項の規定による任用は、現に国家公務員又は地方公務員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま任用する方法によつて行つてはならない。

（適用除外）

第三条 前条の規定による任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条第一項から第三項まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「の規定により臨時的に任用される者」を「又は保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

3 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「及び退職者」を「、退職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

4 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び非常勤の者」を「、非常勤の者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

- 5 日本国有鉄道法（昭和三十二年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
第六十三条中「及び財政法」を「、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十四年法律第 号）並びに財政法」に改める。

理 由

保健所並びに国立、公立の病院及び診療所に就業している保健婦、助産婦及び看護婦等が産前産後において休業する場合においては、その休業の期間、代替要員を臨時的に任用しなければならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約三千二百万円（平年度）